

# 生活資金貸付けについて（事務処理要綱）

☆貸付を希望する場合には、申込書を作成する前に必ず  
共助会へ問い合わせてください。（TEL:043-245-1729）

## 【条件】

掛金の納付期間が1年以上の加入者  
連帯保証人は不要です。

## 【貸付金額】

申込時の退職一時金予定額の範囲内（5万円単位）、最高300万円まで  
200万円以上の場合は、退職一時金予定額の8割以内を限度額とします。

## 【貸付利率】

年利2%

## 【返済方法】

毎月、申込者指定口座より自動引落としとさせていただきます。

## 1. 申込時

### （1）必要書類

下記①～③を整えて郵送にて提出して下さい。

①様式第27号 生活資金借用申込書

②様式第29号 生活資金借用証書（借受額に応じた収入印紙を添付）

③口座振替依頼書

※③口座振替依頼書については、引落とし指定口座確認ののち事務局より郵送します  
ので事前にご連絡下さい。

### （2）申込締切日及び振込日

申込締切日：毎月10日 ⇒ 振込日：当月25日

申込締切日：毎月25日 ⇒ 振込日：翌月10日 となります。

## 2. 貸付金振込後

①様式第28号貸付金決定の通知、②生活資金貸付金返済明細書を施設宛住所  
申込者名宛で郵送いたします。

## 3. 貸付金請求一覧表

未入金分を含む翌月5日引落分までを記載した貸付金請求一覧表を、毎月の掛金  
請求書へ同封して発送します。

## 4. 貸付金返済分口座引落とし

毎月5日に指定口座より自動引落としします。

引落不能の場合、共助会事務局より書面を郵送します。

## 生活資金貸付事務の流れ

